

墓地、埋葬等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

墓地、埋葬等に関する法律施行条例（平成17年条例第113号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条の表示及びそれに対応する改正後の欄の条の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の条を当該改正後の欄の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は項に対応する改正前の欄の条又は項が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の条又は項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（経営者の基準）</p> <p>第3条</p> <p>（3） 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する<u>宗教法人であつて、引き続き3年以上同法の規定により登記された事務所を市内に有するもの</u></p> <p>（事前協議）</p> <p>第5条 前条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に計画書を提出し、当該墓地等の経営又は変更の計画について事前協議を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1） 既存の墓地において、区域面積の拡張を伴わない場合</p> <p>（2） 既存の納骨堂において、建築物及び収蔵数の拡張を伴わない場合</p> <p>（3） 既存の火葬場において、建築物の拡張を伴わない場合</p> <p>（4） 納骨堂を寺院、教会等の礼拝の施設又は火葬場の敷地内に設置する場合</p> <p>（5） 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、墓地等を設置することが必要であると市長が認める場合</p> <p>（6） 既にある墓地等を引き継いで経営する場合</p> <p>2 市長は、計画書を提出し、事前協議を行った者（以下「計画者」という。）に対し、必要な助言及び指導をすることができる。</p>	<p>（経営者の基準）</p> <p>第3条</p> <p>（3） 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する<u>宗教法人</u></p>

3 計画者は、計画書の内容に変更が生じたときは、改めて計画書を提出しなければならない。

4 市長は、必要に応じ、本市に隣接する市町の長に計画書を送付し、当該市町の長の意見を求めるものとする。

(標識の設置等)

第6条 計画者は、墓地等の経営又は変更の計画の概要を記載した標識(以下「標識」という。)を設置しなければならない。

2 計画者は、標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 計画者は、標識の記載内容に変更が生じたときは、速やかに当該記載内容を訂正しなければならない。

(説明会の開催)

第7条 計画者は、規則で定める区域に係る住民及び土地又は建築物の所有者又は使用者(以下「関係住民等」という。)に対し、計画書の内容を周知するため、規則で定める場合を除き、説明会を開催しなければならない。

2 計画者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(関係住民等との協議)

第8条 関係住民等は、墓地等の経営又は変更の計画について、計画者に対し意見を述べるができる。

2 計画者は、前項の規定により意見を述べた関係住民等と十分協議しなければならない。

3 計画者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかにその内容を市長に報告しなければならない。

(みなし許可に係る届出)

第9条 (略)

(墓地の設置場所の基準)

第10条

4 焼骨のみを埋蔵する墓地で、かつ、規則で定める同意を示す書類が提出された場合であつて、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、第1項第3号の規定は適用しない。

(墓地の施設の基準)

第11条 (略)

(納骨堂の設置場所の基準)

第12条 (略)

(みなし許可に係る届出)

第5条 (略)

(墓地の設置場所の基準)

第6条

(墓地の施設の基準)

第7条 (略)

(納骨堂の設置場所の基準)

第8条 (略)

(納骨堂の施設の基準) 第13条 (略)	(納骨堂の施設の基準) 第9条 (略)
(火葬場の設置場所の基準) 第14条 (略)	(火葬場の設置場所の基準) 第10条 (略)
(火葬場の施設の基準) 第15条 (略)	(火葬場の施設の基準) 第11条 (略)
(工事完了届及び検査) 第16条 (略)	(工事完了届及び検査) 第12条 (略)
(経営者の講ずべき措置) 第17条 (略)	(経営者の講ずべき措置) 第13条 (略)
(名称等の変更届) 第18条 (略)	(名称等の変更届) 第14条 (略)
(委任) 第19条 (略)	(委任) 第15条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に市内において墓地等を経営している者は、改正後の第3条の経営者の基準を満たしている者とみなす。ただし、この条例の施行の日以後に墓地等の経営の許可の申請をするときは、この限りでない。